



みみセンターだより



全国聴覚障害者情報提供施設協議会 総会・大会が行われました!

去る6月8日(木)~9日(金)の2日間、茨城県水戸市で、全国聴覚障害者情報提供施設連絡協議会の総会及び大会が開かれ、全国から52施設約80名が集合しました。総会では平成28年度活動報告、会計報告、平成29年度活動方針、予算に討論した結果、全て可決されました。続いて大会が開かれ、厚生労働省の障害福祉専門官からごあいさつをいただいた後、シンポジウム「電話リレーサービス、遠隔手話サービスと聴覚障害者情報提供施設」というテーマで討論しました。これについては今後、国に要望していくことを確認しました。それからブロックに分かれて話し合いをしました。北海道・東北ブロックとしては、平成29年度の計画と担当者について確認しました。 <所長 小野善邦>



だまされないで!

最近、このようなはがきが届いておりませんか?こちらのセンターにも心配になり相談に来られた方がおります。

総務省や民事訴訟管理センターを名乗るこのようなはがきが届いても、**決して相手に連絡せず、無視してください。**

不安になったり、どうしたらいいかわからないときは、聴覚障がい者情報支援センターへ相談にいらしてください。

図 送付されているハガキの見本です

総合消費料金未納分訴訟最終通知書

訴訟番号 そ355

この度御通知致しましたのは、貴方の未納されました総合消費料金について契約会社、ないしは運営会社から民事訴訟として訴状の提出をされました事を御通知致します。以降、下記に設けられた裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させて頂きます。このまま御連絡なき場合には、原告側の主張が全面的に受理され裁判後の処置として給与の差し押さえ及び動産物、不動産物の差し押さえを執行官の立会いのもと強制的に履行させて頂きますので裁判所執行官による「執行証書」の交付を承諾して頂くようお願いすると同時に債権譲渡証明書を一通郵送させて頂きますので、ご了承下さい。民事訴訟及び、裁判取り下げ等の御相談に関しましては当局にて受け賜っておりますので職員までお問合せ下さい。尚、書面での通達となりますので、プライバシー保護の為、必ず御本人様から御連絡頂きますようお願い申し上げます。以上を持ちまして、最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ最終期日 平成29年4月■日

民事訴訟管理センター

〒102-8688

東京都千代田区九段南1-

消費者相談窓口 03-

受付時間 9:00~20:00

